

事業目的 知床遊覧船事故対策検討委員会において早期搭載の促進が必要とされた3つの安全設備（改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置）について、導入費用の一部を補助し、小型旅客船等の安全対策を行う。

対象者 対象船舶の所有者

実施期間 交付申請締切：2024年10月31日
実績報告締切：2024年11月30日（安全設備の購入/発注、領収書提出）

安全設備

改良型救命いかだ等

業務用無線設備

非常用位置等発信装置

1. 改良型救命いかだ等の導入
乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



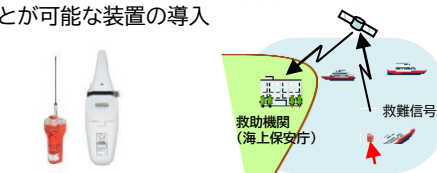
改良型救命いかだ等の例

2. 業務用無線設備の導入
周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※



VHF無線電話の例

3. 非常用位置等発信装置の導入
浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

※法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

詳細は[改良型救命いかだ等対象製品リスト.pdf](#)、[業務用無線設備対象製品リスト.pdf](#)、[非常用位置等発信装置対象製品リスト.pdf](#)を参照してください。

対象船舶 下記①又は②に該当する船舶

①旅客定員13名以上の船舶（海上運送法の適用を受けない遊漁船を除く）

②旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

上記に加えて、航行する水域の最低水温や船舶の航行区域等により補助の可否が決まります。

詳細は[補助対象船舶.pdf](#)を参照してください。

補助率と
上限金額 安全設備の補助率と上限金額は下図となります。

安全設備	総トン数	補助率	上限金額
改良型救命いかだ等	-	2/3	※別表参照
業務用無線設備	20トン未満	2/3	80千円
	20トン以上	1/2	60千円
非常用位置等発信装置	20トン未満	2/3	380千円
	20トン以上	1/2	285千円

別表：改良型救命いかだ等の上限金額

船舶の定員	補助上限金額	船舶の定員	補助上限金額
～16名	733千円	67～75名	2,426千円
17～25名	1,000千円	76～100名	2,853千円
26～50名	1,426千円	101～116名	3,586千円
51～66名	2,160千円	117～125名	3,853千円

注)百円単位以下の金額は切り捨てて記載。126名を超える場合の上限額については、交付規程を参照。

留意事項

- ・2022年11月8日以降に発注、購入された安全設備が補助対象となります。
- ・実績報告までに安全設備が納品されない場合は発注と支払いを確認して補助金を交付します。
- ・安全設備の発注支払いの確認として、代理店だけではなく製造メーカーからの予約番号等が記載された書類の提出を求めます。
- ・購入した安全設備は製造番号を報告していただき、船舶検査時に設置の有無を確認します。
設置されていない場合は補助金の返還を求める場合がございますので、ご注意ください。
- ・旅客定員13名以上の旅客船は補助対象期間が2024年4月以降最初の定期検査等（業務用無線設備は中間検査または定期検査、非常用位置等発信装置は定期検査）を受けた日になりますので、それまでに安全設備を購入・発注するようにしてください。尚、購入日及び発注日が2024年4月以降最初の定期検査以降の場合は、補助対象にはなりません。
- ・改良型救命いかだ等、業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の支払いを分割することはできません。購入を希望する全ての安全設備の実績報告が完了したタイミングでまとめて支給します。

申請方法 小型旅客船等安全対策事業費補助事業 特設サイトから申請してください。
<https://marine-safe.jp/marine-safe/>

提出書類 提出していただく書類は下記の通りとなります。

申請者確認書類	法人:履歴事項全部証明書
	個人:本人確認証(運転免許証、小型船舶操縦免許証等)
船舶確認書類	船舶検査証
	航路事業の許可書又は届出書(頭紙)
	使用船舶明細書(上記許可申請又は届出時に提出した書類)
	傭船契約書※船舶所有者と航路事業の申請者が異なる場合 航路図※航行区域が平水の場合
購入証明書類	領収書
納品証明書類	納品写真
	取得財産等明細表(様式第12)
口座確認書類	通帳写し
※実績報告までに安全設備が納品されない場合	
発注証明書類	発注請書
購入証明書類 (納品後に提出)	領収書、予約票※メーカーから発行された場合
納品証明書類 (納品後に提出)	納品書
	納品写真
	取得財産等明細表(様式第12)

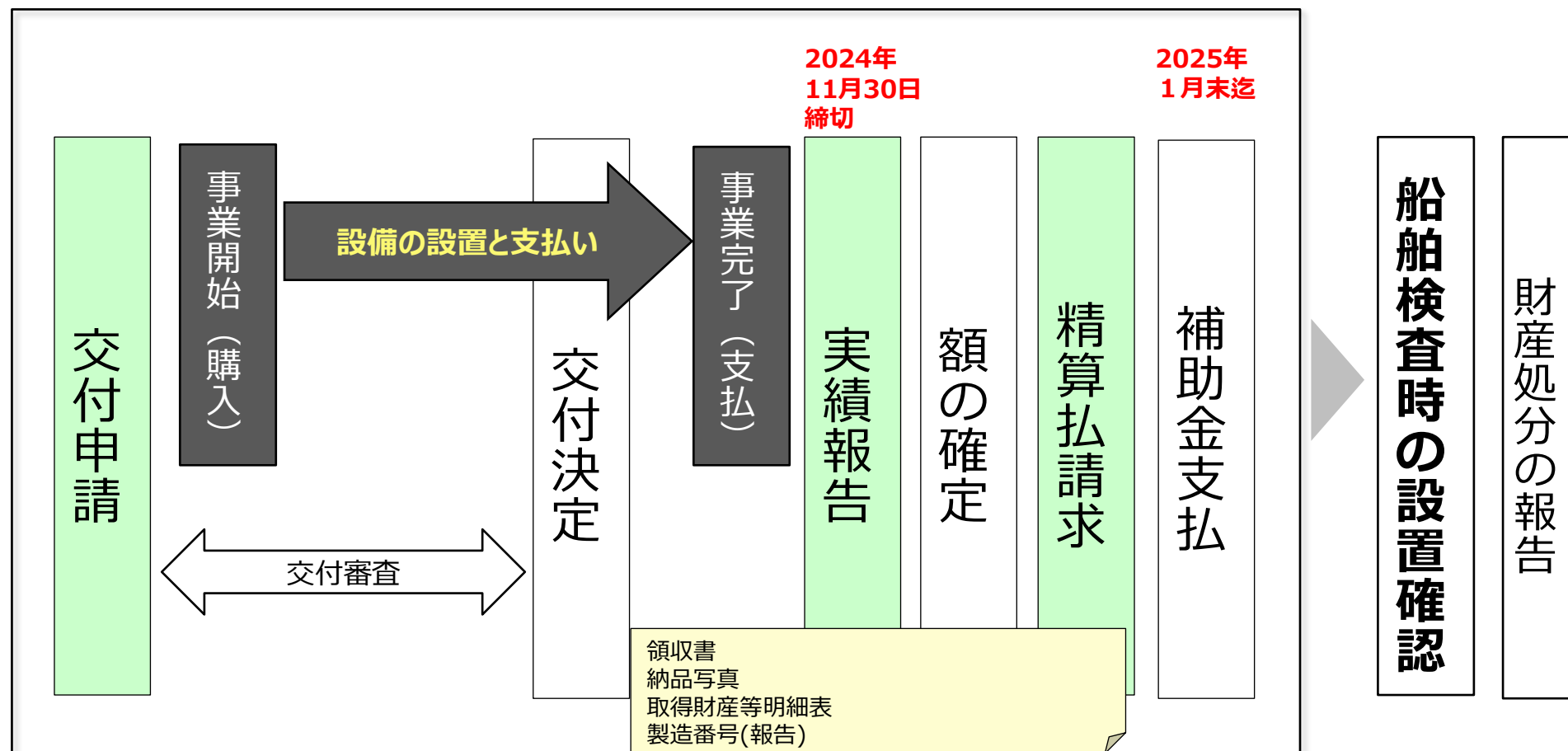
問い合わせ先 小型旅客船等安全対策事業費補助金事務局

電話： 050-3093-4819 土・日・祝日・年末年始を除く平日 10時~17時

メール: info@marine-safe.jp 24時間受付対応

スケジュール(実績報告までに納品される場合)

補助金の交付を受けるには、交付申請、実績報告、精算払請求を行っていただく必要があります。
実績報告の締切は2024年11月30日までとして、2025年1月末までに指定口座に補助金を振り込みます。
設備設置後の船舶検査時に安全設備の設置確認を行います。



スケジュール(実績報告までに納品されない場合)

安全設備が実績報告までに納品されない場合は、安全設備発注と支払いの証拠書類として、**発注請書**と領収書を実績報告として提出していただき、2025年1月末までに補助金の支払処理を行います。納品後に納品報告(納品書と納品写真の提出と製造番号の報告)をしていただきます。

